

## マイナンバーは10月5日以降、住民登録している住所に順次J-LISから簡易書留で送付されます

「通知カード」「個人番号カード交付申請書」の2種類の書類が世帯ごとにJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）から送付されます。マイナンバーは、他人に不正に使われるおそれがある場合を除き変更されませんので、紛失しないように大切に保管してください。もし紛失して、再交付を受ける場合は手数料が必要となります。

なお、個人番号カードの取得は任意です。

### ■通知カード

紙製のカードで、氏名・住所・生年月日・性別・個人番号が掲載されます。個人番号が必要な手続きの際、確認のために提示します。通知カードを確実に受け取りいただくため、現在のお住まいと、住民票の住所が異なる方は、住民票の異動をお願いします。

ただし、DV等被害者で住所地以外の場所に住んでいる方や、一人暮らしで長期間医療機関や施設に入院・入所している方は、9月25日(金)までに「居居情報の登録申請」が必要です。戸籍年金係までお問い合わせください。

また、引っ越しや結婚などで住所・氏名が変わるときに手続きする際には、忘れずにお持ちください。（該当する家族全員分必要です）

なお、通知カードは身分証明書・電子証明書として使用できません。

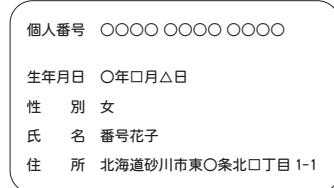
### ■個人番号カード（任意申請）

プラスチック製のカードで、表面には氏名・住所・生年月日・性別と顔写真、裏面にはマイナンバーが記載されます。顔写真が掲載されているため、身分証明書として使用できるほか、カードのICチップに搭載された電子証明書を用いて、パソコンから確定申告などの電子申請ができます。カードの有効期限は20歳以上の方は10年、20歳未満の方は容姿の変化を考慮し、5年です。電子証明書は一律で5年です。

通知カードと同様に、引っ越しや結婚などで住所・氏名が変わるときに手続きする際には、忘れずにお持ちください。（該当する家族全員分必要です）また、紛失した際は直ちに市役所に届け出てください。

なお、個人番号カードに搭載されるICチップにはカードに記載された内容と電子証明書は記載されますが、税に関する情報や年金給付関係情報などは記載されませんので、個人情報カード1枚からすべての個人情報がわかってしまうことはありません。

通知カードのイメージ



初回は無料だよ。



個人番号カードのイメージ



## 個人番号カードの申請方法

- 1 通知カードに同封されている個人番号カード交付申請書に、顔写真をはり付け、返信用封筒に入れてポストへ投かんします。また、スマートフォン等を使用したWEB申請もできます。交付申請書のQRコードから申請用WEBサイトにアクセスし、申請情報を送信します。  
どちらも、通知カードが届いてからいつでも申請できます
- 2 平成28年1月以降、はがきで交付通知書が送られてきますので、「交付通知書」「運転免許証などの本人確認書類」「通知カード」「住民基本台帳カード（所持者のみ）」をお持ちのうえ、戸籍年金係へお越しください
- 3 本人確認を行った後、暗証番号を設定していただき、個人番号カードが交付されます。この際、お手持ちの通知カード、住民基本台帳カードは回収します。（個人番号カードとあわせて持つことはできませんので、個人番号カード交付と同時に廃止されます）  
なお、個人番号カードを紛失し、再交付を受ける場合には手数料がかかります

## 住民基本台帳カードの今後の取り扱いについて

現在の住民基本台帳カード、電子証明書については、有効期限満了もしくは個人番号カード受領まで引き続き使用できます。ただし、住民基本台帳カードの交付は12月28日をもって終了します。それ以前に申請をされていても、28日を過ぎると交付を受けることができません。また、電子証明書についても、12月22日の午後5時で申請・発行の受付を終了しますので、電子証明書をご利用予定の方は早めの申請をお願いします。

### ■お問い合わせ

制度に関すること…総務課マイナンバー担当☎2121

通知カード・個人番号カードの交付に関すること…戸籍年金係☎2121

始まります マイナンバー制度 平成27年10月から個人番号を通知します

始まります

# マイナンバー制度

平成27年10月から個人番号を通知します



マイナンバー  
広報キャラクター  
マイナちゃん

## マイナンバー制度とは？

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）は、住民票を有するすべての方に一人ひとり異なる12桁の個人番号（マイナンバー）を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同じ方の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、期待される効果としては、大きく3つがあげられます。

- 1 国や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間で連携が進み、手続きが正確でスムーズになります
- 2 添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減します。行政機関が持っている自分の情報の確認や、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受けることも可能になります
- 3 所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりすることを防止するほか、本当に困っている人にきめこまやかな支援を行えるようになります

## マイナンバーは、どのような場面で必要になりますか？

平成28年1月以降、順次、社会保障・税・災害対策などの法律や条例で定められた行政手続きでマイナンバーが必要になります。手続きの際にはマイナンバーの確認のほか、なりすまし防止のため運転免許証などの本人確認書類の提示が必要です。（個人番号カードを取得した場合、本人確認書類は不要です）

また、事業所・企業等は、源泉徴収や社会保険の手続きのため、従業員やその扶養家族のマイナンバーの提供を求め利用します。

### マイナンバーを必要とする行政手続きの例

- 社会保障（年金・労働・福祉・医療など）  
年金の資格取得や確認・給付、雇用保険の資格取得や確認、ハローワークの事務、医療保険の保険料徴収、福祉分野の給付、生活保護など
- 税  
税務署等に提出する確定申告書、各種届出書・調書など
- 災害対策  
被災者生活再建支援金の支給、被災者台帳の作成など

## 今後のスケジュール

平成27年

平成28年

